青森県報

号外第三十一号
平成二十八年三月三十日（水曜日）

目次

規則

○青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則……（税務課）…一
○青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……（団体経営改善課）…三
○青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則…（水産振興課）…三

規則

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事　三村申吾

青森県規則第二十一号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九号様式を次のように改める。

第９号様式（第4条関係）

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税　更正・決定（加算金決定）書

事業年度又は連結事業年度	年　月　日から　年　月　日まで		
法定申告納期限	年　月　日	延長申告納期限	年　月　日
申告年月日	年　月　日確定・　年　月　日修正		
法人税処理年月日	年　月　日	更正　決定　修正　確定	

様

地方税法、地方法人特別税等に関する暫定措置法及び青森県県税条例の規定により、更正・決定したから通知します。

納付すべき税額等の合計額を指定納期限までに青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関又は青森県収納代理金融機関へ納めてください.

年　月　日

地域県民局長　印

差引不足税額を納付する際には、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、差引不足税額に年14.6パーセント（ただし、法定納期限の翌日からこの差引不足税額の指定納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合(平成12年１月１日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てます。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。

◎　この処分に不服がある場合には、この更正・決定書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から３月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４横長とする。

法人事業税・地方法人特別税

区分			課税標準額	税率	税額
更正・決定(A)	法人事業税	所得割①			
		計			
		軽減税率不適用法人の金額			
		付加価値割②			
		資本割③			
		収入割④			
		合計事業税額 ①＋②＋③＋④ ⑤			
		平成２７年改正法附則第８条又は第９条の控除額 ⑥			
		仮装経理に基づく事業税額の控除額 ⑦			
		租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ⑧			
		差引 ⑤－⑥－⑦－⑧ ⑨			
	地方法人特別税	所得割に係る地方法人特別税額 ⑩			
		収入割に係る地方法人特別税額 ⑪			
		合計地方法人特別税額 ⑩＋⑪ ⑫			
		仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 ⑬			
		租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 ⑭			
		差引 ⑫－⑬－⑭ ⑮			
既に納付の確定している額（B）			法人事業税 ⑯		
			地方法人特別税 ⑰		
差引過不足額(A)－(B)	法人事業税	所得割⑱			
		計			
		軽減税率不適用法人の金額			
		付加価値割⑲			
		資本割⑳			
		収入割㉑			
		合計事業税額 ⑱＋⑲＋⑳＋㉑ ㉒			
		平成２７年改正法附則第８条又は第９条の控除額 ㉓			
		仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㉔			
		租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㉕			
		差引 ㉒－㉓－㉔－㉕ ㉖			
	地方法人特別税	所得割に係る地方法人特別税額 ㉗			
		収入割に係る地方法人特別税額 ㉘			
		合計地方法人特別税額 ㉗＋㉘ ㉙			
		仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 ㉚			
		租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 ㉛			
		差引 ㉙－㉚－㉛ ㉜			

法人県民税

区分		更正・決定（C）	既に納付の確定している額(D)
法人税割	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ㊱		
	税率 ㊲		
	法人税割額 ㊱×㊲ ㊳		
	外国の法人税等の額の控除額 ㊴		
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ㊵		
	利子割額の控除額 ㊶		
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ㊷		
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㊸		
	差引法人税割額 ㊳－㊴－㊵－㊶－㊷＋㊸ ㊹	㋑	㋒
均等割	均等割額	㋓	㋔
差引過不足額 (C)－(D)			この更正・決定により納付すべき税額等の合計額
納付すべき法人税割額 ㋑－㋒ ㊺			
納付すべき均等割額 ㋓－㋔ ㊻			㋐＋㋕
法人県民税の納付すべき税額 ㊺＋㊻		㋕	
指定納期限		年　月　日	

法人事業税・地方法人特別税

区分	算定の基礎となる税額	率	金額
過少申告加算金			㉝
	うち加重対象税額		
不申告加算金			㉞
重加算金			㉟
法人事業税・地方法人特別税の納付すべき税額等 ㉖+㉜+㉝+㉞+㉟			㋐

摘要	
徴収番号	

重加算金対象所得　　円
上記に係る法人事業税額　　円
上記に係る地方法人特別税額　　円

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　改正前の青森県県税条例施行規則第九号様式の規定により調製した法人県民税、法人事業税、地方法人特別税更正（決定）書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事　三　村　申　吾

青森県規則第二十二号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事　三　村　申　吾

青森県規則第二十三号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭